

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 1. 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3. 予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4. 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5. 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6. 予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 7. 新型インフルエンザ等特別措置法第46条の住民に対する予防接種に関する事務
③システムの名称	乳幼児行政システム 成人予防接種システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

乳幼児行政システム予防接種管理ファイル
成人予防接種システム予防接種管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14、126 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26、153の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 27、29、30、31、155条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八戸市こども健康部保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市こども健康部保健所保健予防課 予防接種グループ 0178-38-0715
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載されている書類については、所定のファイルに保管しており、廃棄についてもマニュアルを策定しマニュアルに沿って廃棄しているため「十分である」と考える。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスには、ID、パスワード、指紋認証によってアクセスが可能な職員を限定している。また、元職員等の権限は失効するなど、権限のない者によって利用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	評価実施機関における担当部署	部署：健康づくり推進課 所属長：石藤 フキ野	部署：八戸市保健所 保健予防課 所属長：金田 留美子	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年1月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	八戸市庁 健康部 健康づくり推進課 感染症対策グループ	八戸市保健所 保健予防課 感染症対策グループ	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年9月22日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	肺炎球菌ワクチン定期予防接種管理システム	成人予防接種システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月1日	しきい値判断項目の計数日	平成28年6月30日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	所属長：金田留美子	保健予防課長	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年4月1日	しきい値判断項目の計数日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年4月22日	しきい値判断項目の計数日	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年2月15日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）		
令和3年2月15日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	乳幼児行政システム 予防接種管理ファイル	乳幼児行政システム 予防接種管理ファイル 成人予防接種システム 予防接種管理ファイル		
令和3年2月15日	個人番号の利用の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項	番号法第9条第1項 別表第1 10、93の2の項		
令和3年2月15日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 16の2、17、18、19の項	番号法第19条第7号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項		
令和3年2月15日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市保健所 保健予防課 感染症対策グループ 0178-43-2111	〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市保健所 保健予防課 感染症対策グループ 0178-38-0715	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年2月15日	しきい値判断項目の対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満		
令和3年2月15日	しきい値判断項目の計数日	令和2年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年2月15日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる		
令和3年2月15日	提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書		
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月2日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和4年3月2日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和4年3月2日	個人番号の利用の法令上の根拠		番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事後	
令和5年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	八戸市健康部保健所保健予防課	八戸市こども健康部保健所保健予防課	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市健康部保健所保健予防課 感染症対策グループ 0178-38-0715	〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市こども健康部保健所保健予防課 予防接種グループ 0178-38-0715	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・予防接種の実施後に接種記録を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・予防接種の実施後に接種記録を登録・管理する。	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	個人番号の利用	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和7年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号利用法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2 16の2の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26、153の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 27、29、30、31、155条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新設	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和7年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。